

鳥取県公報

目次

- ◇ 條例 鳥取県部局設置條例制定
- 鳥取県更生資金運営審議会設置條例制定
- 町村合併促進審議会設置條例制定
- 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会設置條例制定
- 鳥取県観光総合審議会設置條例制定
- 鳥取県船鑑札交付手数料徴收規則の一部改正
- 鳥取県身体障害者更生指導所設置條例の施行期日を定める規則制定
- 鳥取県庁組織規程の全部改正

規則

條例

鳥取県部局設置條例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県條例第二号

鳥取県部局設置條例

昭和四年四月十五日第三種郵便物

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基きこの條例を定める。

第一條 地方自治法第五十八條第一項及び第二項の規定に基き、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の六部を置く。

- 総務部
- 民生部
- 衛生部
- 經濟部
- 農林部
- 土木部

第二條 総務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の進退及び身分に関する事項
- 二 議会及び県の行政一般に関する事項
- 三 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

- 四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- 五 統計、広報、條例の立案、その他他部の主管に属しない事項
- 第三條 民生部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 社会福祉に関する事項
 - 二 社会保障に関する事項
- 第四條 衛生部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 保健衛生に関する事項
 - 二 保健所に関する事項
- 第五條 経済部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 商業及び工業に関する事項
 - 二 物資（農林、水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項
 - 三 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
 - 四 労務に関する事項

- 第六條 農林部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 農業、林業及び水産業に関する事項
 - 二 農地関係の調整に関する事項
 - 三 開拓及び入植に関する事項
 - 四 農林水産物資の配給に関する事項
 - 第七條 土木部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 道路及び河川に関する事項
 - 二 都市計画に関する事項
 - 三 住宅及び建築に関する事項
 - 四 港湾その他土木に関する事項
 - 第八條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則
- 1 この條例は、昭和二十八年二月一日から施行する。
 - 2 衛生部設置條例（昭和二十二年十二月鳥取県條例第三十七号）農林部設置條例（昭和二十三年七月鳥取県條例第四十三号）及び労務部設置條例（昭和二十四年一月鳥取県條例第一号）は、廃止する。

鳥取県更生資金運営審議会設置條例をここに公布する。
 昭和二十八年一月三十日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県更生資金運営審議会設置條例

鳥取県更生資金運営審議会設置條例

- (設置)
- 第一條 更生資金利用者の生業の育成指導及び更生資金利用の効果的調整を図るため、鳥取県更生資金運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
 - (任務)
 - 第二條 審議会は、知事の諮問に答え、又は左の事項を調査審議し意見を具申する。
 - 一 更生資金の運営に関すること
 - 二 更生資金の貸付目標額の配分に関すること
 - 三 更生資金一件十万円以上の貸付可否に関すること
 - 四 償還不良者の強制回収に関すること
 - 五 更生資金利用者の育成指導に関すること
 - 六 その他更生資金に関すること

- (組織)
- 第三條 審議会は、委員十人以内で組織する。
 - (委員)
 - 第四條 審議会の委員は、学識経験のある者の中から知事が委嘱する。
 - 2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (会長)
 - 第五條 審議会に委員の互選による会長を置く。
 - 2 会長は会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
 - (会議及び議決)
 - 第六條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
 - 2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数

のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七條 審議会の庶務は、民生部厚生課において処理する。

(運営)

第八條 この條例に定めるものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

町村合併促進審議会設置條例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第四号

町村合併促進審議会設置條例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの條例を定める。

(設置)

第一條 町村規模の適正化の促進及びこれに必要な措置を調査審議するため知事の附属機関として、郡の区域に、町村合併促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(名称)

第二條 審議会は、それぞれ郡の名称を冠して呼称する。

(所掌事務)

第三條 審議会は、第一條の区域内の町村の自治能力を強化拡充し、財政難を打開し、行政効率を増進するため知事の諮問に依りて、町村の規模の合理化の促進のための必要な措置を調査審議するとともに、その実現のため関係町村に対して、これを勸奨するものとする。

(組織)

第四條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第五條 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選した者をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第六條 審議会の庶務は、地方事務所総務課で処理する。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

2 この條例適用の日において従前の町村合併促進審議会設置規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十五号)により設置されている町村合併促進審議会は、この條例により設置された町村合併促進審議会とみなす。

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会設置條例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会設置條例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの條例を定める。

(設置)

第一條 火災復興土地区劃整理の促進を図るため、鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第二條 審議会は、知事の諮問に依り、土地区劃整理に關する事項を調査審議する。

(審議会の意見聴取)

第三條 知事は、換地及び補償に關する事項については、審議会の意見を聴かなければならぬ。

(組織)

第四條 審議会は、会長及び委員三十二人で組織する。

(会長)
第五條 会長は、知事をもつてこれに充てる。
(委員)

第六條 委員は、左に掲げる者について知事が任命又は委嘱する。

- 一 副 知 事
 - 二 土 木 部 長
 - 三 県 議 会 議 員 四人
 - 四 鳥 取 市 長
 - 五 鳥 取 市 議 会 議 員 四人
 - 六 鳥 取 市 復 興 局 長
 - 七 鳥 取 市 土 木 課 長
 - 八 地 区 内 土 地 所 有 者 四人
 - 九 学 識 経 験 者 そ の 他 十五人
- 2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、知事の指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第七條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、審議会開催の前日三日まで招集及び会議の事項を委員に通知しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席)
第八條 関係職員は、会議に出席し、意見を述べることが出来る。

(幹事及び書記)

第九條 審議会に幹事及び書記若干人を置き吏員の中から知事が任命する。

第十條 議長は、議事録を作成し委員二人以上の署名なつ、印を得なければならない。
(庶務)

第十一條 審議会の庶務は、土木部管理課で処理する。
(施行規定)

第十二條 この條例に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

鳥取県観光総合審議会設置條例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第六号

鳥取県観光総合審議会設置條例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの條例を定める。

(設置)

第一條 鳥取県観光事業の振興発展について必要な事項

を調査審議するため、鳥取県観光総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第二條 審議会は、知事の諮問に応じ次に掲げる事項の基本的計画を調査審議し又は意見を具申する。

- 一 景勝地の選定保存及び開発
- 二 観光施設の整備
- 三 観光宣傳
- 四 観光客接遇方法の改善
- 五 土産品の振興
- 六 文化財の保存
- 七 前各号の外観光事業の発展に必要な事項

(組織)

第三條 審議会は委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四條 委員は、関係団体の役員、学識経験者及び関係官吏(県の職員を除く。)のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は二年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
 (会長及び副会長)
 第五條 審議会に会長一人及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 (専門委員)

第六條 審議会に専門の事項を調査するため臨時に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者、その他適當と認められるものの中から審議会の推薦に基いて知事が委嘱する。
 (會議)

第七條 審議会の會議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議會は、委員半数以上の出席がなければ會議を開くことができなす。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めた場合は、専門委員を會議に出席させて意見を聴くことができる。

(幹事)

第八條 審議会に幹事若干人を置き、関係官公吏、関係諸団体の役職員のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務の運営にあたる。

(庶務)

第九條 審議会の庶務は、經濟部商工課において処理する。

(施行規定)

第十條 この條例に定めるものの外審議会の運営に關し必要な事項は、審議會で定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

規 則

鳥取県船鑑札交付手数料徴收規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六号

鳥取県船鑑札交付手数料徴收規則の一部を

改正する規則

鳥取県船鑑札交付手数料徴收規則(昭和二十七年一月鳥取県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号及び第二号を次のように改める。

一、船鑑札規則(明治四十年逓信省令第二十四号)第四條の規定に基く船鑑札交付手数料

汽船及び機関を有する帆船 一隻につき 千円
 機関を有しない帆船 一隻につき 七百円

二、船鑑札規則第十一條(第九條に係る部分を除く。)の規定に基く船鑑札交付手数料

(一) 積量の変更に係る場合

汽船及び機関を有する帆船 一隻につき 七百五十円
 機関を有しない帆船 一隻につき 五百円

(二) 積量の変更に以外に係る場合

一隻につき 百五十円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県身体障害者更生指導所設置條例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七号

鳥取県身体障害者更生指導所設置條例の施

行期日を定める規則

鳥取県身体障害者更生指導所設置條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第二十三号)は、昭和二十八年二月一日から施行する。

鳥取県庁組織規程をここに公布する。
昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八号

鳥取県庁組織規程

鳥取県庁組織規程（昭和二十六年十月鳥取県規則第六十七号）の全部を改正する。

（この規則の目的）

第一條 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百十八條第五項の規定に基づき、県庁の分課を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。

（分課）

第二條 知事に直屬して、秘書的業務を処理させるため、秘書課を置き、その事務を分掌させるため、庶務係、秘書係の二係を置く。

2 鳥取県部局設置條例（昭和二十八年一月鳥取県條例第二号）により設けた部の下に、次の課を置き、課の

事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

一 総務部

総務課	庶務係	法制係	広報係	文書係
企画課	庶務係	渉外勤務係	企画係	開発係
人事課	庶務係	人事係	能率係	厚生係
財務課	庶務係	予算係	税制係	
会計課	庶務係	収支係	審査係	用度係
地方課	庶務係	行政係	財政係	監理文教係
統計課	庶務係	調査係	産業係	生活統計係
資料室				
二 民生部				
厚生課	庶務係	保護係	社会係	
児童課	庶務係	福祉係	施設係	
世話課	庶務係	調査係	整理係	補償係

二 復係

保険課（国家公務員をもつて組織する係を除く。） 国保係

三 衛生部

医務課 庶務係 医務係 衛生統計係
公衆衛生課 庶務係 食品衛生係 環境衛生係

保健係 結核予防係 防疫係
薬務課 庶務係 薬事係 補給係

四 経済部

商工課 庶務係 振興係 管理係 団体係
觀光貿易係 計量係

労政課 庶務係 労政係
職業安定課（国家公務員をもつて組織する係を除く。） 失業対策係

五 農林部

農政課 庶務係 食糧係 協同組合係 農
業経営係 農業共済係 農村工業係
資材肥料係

農業改良課

庶務係 農産係 特産係 普及係
畜産課 庶務係 生産係 有畜営農係 衛
生係

林務課

庶務係 計画係 造林係 治山係
林業指導係 林道係 森林経営係

水産課

庶務係 漁政係 生産係
蚕糸課 庶務係 蚕糸係
農地課 庶務係 調整係 農地係
開拓課 庶務係 入植係 経営指導係 創
設係 建設係

耕地課 庶務係 管理係 土地改良係 干
拓係 計画係 災害係

六 土木部

管理課 庶務係 管理係 災害係
道路課 庶務係 計画係 補修係 改良係
河港課 庶務係 河川係 港湾係
砂防課 庶務係 砂防係 発電係

建築課 庶務係 住宅係 指導係 一般営繕係
学校営繕係

(部長会議)

第四條 重要施策の審議、各部間の連絡調整を図るため、部長会議を置く。

2 部長会議は、副知事及び部長をもつて構成し、知事がこれを主宰する。

(附属機関)

第五條 地方自治法第百三十八條の四第三項の規定に基づき、附属機関として設けた審査会、審議会、調査会、協議会、委員等は、法律又はこれに基く政令により定められたものを除く外、別表のとおりである。

(職制及び職務)

第六條 部、課及び係にそれぞれ次に掲げる長を置く。

部長
課長
係長

2 特に必要があると認めるときは、部に次長を、課に

課長補佐を置くことができる。

3 部長は、知事及び副知事の命を受け、所部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

4 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

6 次長及び課長補佐は、長をたすけて、部又は課の事務に従事し、それぞれの長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(秘書課の事務)

第七條 秘書課においては、次に掲げる事務を処理する。

一 知事及び副知事の秘書に関すること

二 行幸啓その他皇室に関すること

三 庁中儀式に関すること

(総務部各課の事務)

第八條 総務部の各課においては、左の事務を処理する。

総務課

一 條例、規則、規程等の審査に関すること

二 令達公布及び県公報の発行に関すること

三 行政各般の報道宣傳に関すること

四 世論調査及び情報収集に関すること

五 県民時報その他広報資料の発行に関すること

六 出版物の調整に関すること

七 国立国会図書館法による県出版物の納本に関すること

八 文書事務にかかる本庁及び出先機関の指導監督に関すること

九 県印及び知事、副知事、各部長の職印の管守に関すること

十 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関すること

十一 渉外事務一般に関すること

十二 海外渡航に関すること

十三 ほん訳及び通訳に関すること

十四 駐留軍による被害の調査及び補償金等の支払に関すること

十五 りやく、奪物件の調査及び処理に関すること

十六 庁内の清掃及び取締に関すること

十七 庁内電話及び庁内放送に関すること

十八 庁舎及び庁内電気施設その他庁内施設の管理に関すること

十九 当直に関すること

二十 庁用自動車の管理に関すること

二十一 駐留軍関係要員の労務管理に関すること

二十二 渉外労務管理事務所に関すること

二十三 部内各課の連絡協調に関すること

二十四 その他他課の所管に属しないこと

企画課

一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に関すること

二 部長会議に関すること

三 知事会に関すること

四 陳情訴願の処理に関すること

五 国土総合開発に関すること

六 東京事務所に関すること

人事課

- 一 職員の定数、任免、配置、分限、懲戒、服務、給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び表彰その他人事管理に關すること
 - 二 位勳及びほう賞に關すること
 - 三 行政組織に關すること
 - 四 事務の委任及び配分に關すること
 - 五 行政能率に關すること
 - 六 恩給及び退職料に關すること
 - 七 地方職員共済組合に關すること
- 財務課
- 一 県議會に關すること
 - 二 県予算及び県財政に關すること
 - 三 県有財産及び營造物の取得管理及び処分に關すること
 - 四 県にかかる地方財政平衡交付金に關すること
 - 五 県税に關すること
 - 六 県税にかかる重要な犯則の調査、検査及び取締に關すること

關すること

- 七 都道府県間の事業税及び特別所得税の分割に關すること
 - 八 他の都道府県から委託された税務事務に關すること
 - 九 県税に附隨する税外諸收入に關すること
 - 十 県税事務所に關すること
- 會計課
- 一 県經濟及び国庫經濟歳入歳出收支に關すること
 - 二 県經濟及び国庫經濟歳入歳出外現金に關すること
 - 三 県金庫に關すること
 - 四 物品、証紙の出納保管に關すること
 - 五 金錢物品の出納検査に關すること
 - 六 県営印刷所に關すること
- 地方課
- 一 地方事務所に關すること
 - 二 市町村その他地方公共団体の行財政の総合指導及び監督に關すること

三 市町村職員の互助共済施設の指導監督に關すること

- 四 市町村職員の研修に關すること
- 五 行政書士に關すること
- 六 市町村にかかる地方財政平衡交付金に關すること
- 七 市町村税の指導に關すること
- 八 貯蓄奨励に關すること
- 九 政党、協会その他団体に關すること
- 十 解散団体に關すること
- 十一 外国人の登録に關すること
- 十二 私立の学校及び各種学校に關すること
- 十三 宗教学人に關すること
- 十四 消防に關すること
- 十五 選挙管理委員会に關すること

統計課

- 一 国勢調査に關すること
- 二 農林統計に關すること
- 三 人口統計に關すること

四 商工統計に關すること

- 五 教育統計に關すること
- 六 家計調査に關すること
- 七 勤勞統計に關すること
- 八 その他統計に關すること

(民生部各課の事務)

第九條 民生部の各課においては、左の事務を処理する。

厚生課

- 一 生活保護に關すること
- 二 身体障害者福祉に關すること
- 三 災害救助に關すること
- 四 民生委員に關すること
- 五 社会福祉事業に關すること
- 六 社会福祉事業の団体及び施設に關すること
- 七 更生福祉に必要な物資に關すること
- 八 消費生活協同組合に關すること
- 九 公益質屋に關すること
- 十 同和事業に關すること

- 十一 部内各課の連絡協調に関すること
- 十二 その他部内他課の主管に属しないこと
 児童課
 - 一 児童及び母性の福祉に関する総合企画に関すること
 - 二 児童福祉法の施行に関すること
 - 三 児童及び母性の福祉思想の普及啓発に関すること
 - 四 児童文化の向上に関すること
 - 五 児童の不良化防止に関すること
 - 六 未亡人等母子世帯の福祉に関すること
 - 七 青少年問題対策の連絡調整に関すること
 - 八 児童福祉施設收容者の職業指導に関すること
 - 九 季節保育所に関すること
 - 十 その他他の主管に属しない児童に関すること
- 世話課
 - 一 未帰還者の調査に関すること
 - 二 未復員者死亡認定及び死亡公報に関すること
 - 三 遺家族等の身上相談に関すること

- 四 遺骨、遺留品の取扱に関すること
 - 五 軍歴に関すること
 - 六 未帰還者の留守宅渡給与に関すること
 - 七 復員者の未支給給与の精算に関すること
 - 八 未帰還死没者に対する給与に関すること
 - 九 元軍人の傷病恩給及び元軍属の恩給等に関すること
 - 十 戦歿者遺族補償に関すること
 - 十一 その他復員に関すること
- 保 險 課
- 一 国民健康保険に関すること
 - 二 健康保険に関すること
 - 三 厚生年金保険に関すること
 - 四 船員保険に関すること
 - 五 厚生保険、特別会計及び船員保険特別会計に関すること
 - 六 保険課に勤務する職員（地方公務員を除く。）の身分取扱に関すること

- 七 保険課に属する文書に関すること
 - 八 その他他課の主管に属しない社会保険に関すること
- と
- (衛生部各課の事務)
- 第十條 衛生部の各課においては、左の事務を処理する。
- 医 務 課
- 一 保健衛生の総合企画に関すること
 - 二 医療機関の整備に関すること
 - 三 医師、歯科医師、診療エツクス線技師、歯科衛生士、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の身分並びに業務に関すること
 - 四 あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他療属行爲者の身分及び業務に関すること
 - 五 各種病院、診療所、助産所その他医療関係者の業務所に関すること
 - 六 保健婦、助産婦及び看護婦の養成所に関すること
 - 七 人口動態調査及び衛生統計調査に関すること

- 八 衛生研究所に関すること
 - 九 部内各課各かゝの連絡調整に関すること
 - 十 その他部内他課の所管に属しないこと
- 公 衆 衛 生 課
- 一 食品衛生法の施行に関すること
 - 二 場合へい、獣処理場等に関する法律の施行に関すること
 - 三 狂犬病予防法の施行に関すること
 - 四 死体解剖保存に関すること
 - 五 墓地、埋葬、胞衣埋没場等に関すること
 - 六 理容師法に関すること
 - 七 旅館業法、興行場法及び公衆浴場法の施行に関すること
 - 八 上水道及び下水道に関すること
 - 九 温泉法の施行に関すること
 - 十 清掃衛生及びねずみ、昆虫等の駆除に関すること
 - 十一 衛生知識の普及向上に関すること

- 十二 優生保護法の施行に関する事
- 十三 栄養士法及び栄養の調査並びに改善指導に関する事
- 十四 母子衛生に関する事
- 十五 精神衛生に関する事
- 十六 結核に関する事
- 十七 歯科衛生に関する事
- 十八 法定傳染病に関する事
- 十九 檢疫に関する事
- 二十 予防接種に関する事
- 二十一 傳染隔離病舎に関する事
- 二十二 性病に関する事
- 二十三 トラホーム、らゝ病、寄生虫病、地方病及び慢性病に関する事
- 二十四 災害防疫に関する事
- 二十五 その他公衆衛生に関する事

薬務課

一 薬事法の施行に関する事

- 二 毒物劇物営業法の施行に関する事
 - 三 医薬品その他衛生資材の生産に関する事
 - 四 薬用植物の栽培に関する事
 - 五 薬品等の配給に関する事
 - 六 歯科用貴金屬の管理に関する事
 - 七 特殊衛生用物資に関する事
 - 八 その他薬務に関する事
- (經濟部各課の事務)
- 第十一條 經濟部各課においては、左の事務を処理する。

商工課

- 一 中小企業振興に関する事
- 二 工場誘致に関する事
- 三 商工金融に関する事
- 四 工業標準化法に関する事
- 五 博覽会に関する事
- 六 發明考案に関する事
- 七 工芸美術に関する事
- 八 地代家賃に関する事

- 九 電力及び瓦斯に関する事
- 十 火薬に関する事
- 十一 爆薬物の処理に関する事
- 十二 熱管理に関する事
- 十三 通商産業省関係の指定生産資材に関する事
- 十四 中小企業協同組合に関する事
- 十五 商工会議所、商工団体及び関係会社組合に関する事
- 十六 事業者団体法に関する事
- 十七 独占禁止法に関する事
- 十八 自転車競技法に関する事
- 十九 鑛業に関する事
- 二十 計量に関する事
- 二十一 観光に関する事
- 二十二 貿易に関する事
- 二十三 工業試験場、物産まつ、旋所及び木材工業指導所に関する事
- 二十四 部内各課の連絡協調に関する事

労政課

- 二十五 その他商工業に関する事
 - 二十六 その他部内他課の所管に属しないこと
- 労政課
- 一、労働組合法及び労働関係調整法の施行に関する事
 - 二 労働教育に関する事
 - 三 労働者の福利厚生に関する事
 - 四 他の主管に属しない労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関する事
 - 五 労政事務所に関する事
- 職業安定課
- 一 職業安定法の施行に関する事
 - 二 失業保険法の施行に関する事
 - 三 緊急失業対策法の施行に関する事
 - 四 駐留軍関係労務者の充足確保に関する事
 - 五 政府職員等の失業者の退職手当に関する事
 - 六 失業保険料その他徴収金の徴収及び現金の収納に関する事

- 七 労働省関係職員的身分取扱に関すること
 - 八 労働省所管固有財産に関すること
 - 九 労働省所管一般会計及び失業保険特別会計に関すること
 - 十 公共職業安定所及び公共職業補導所に関すること
 - 十一 その他職業安定行政に関すること
- (農林部各課の事務)
- 第十二條 農林部の各課においては、左の事務を処理する。
- 農 政 課
- 一 食糧管理法の施行に関すること
 - 二 農業協同組合の育成指導及び監督に関すること
 - 三 農業倉庫に関すること
 - 四 農業委員会に関すること
 - 五 農業振興に関すること
 - 六 農産物の販売あつ、旋に関すること
 - 七 農業金融に関すること
 - 八 農産物の検査に関すること

- 九 農業災害補償に関すること
 - 十 農村工業に関すること
 - 十一 食糧品工業及び油糧産業の振興に関すること
 - 十二 肥料に関すること
 - 十三 農業総合研究所、農業協同組合講習所及び農産物門司幹旋所に関すること
 - 十四 部内各課の連絡協調に関すること
 - 十五 その他部内他課の主管に属しないこと
- 農 業 改 良 課
- 一 農業生産計画に関すること
 - 二 食糧農産物に関すること
 - 三 植物防疫に関すること
 - 四 農業気象に関すること
 - 五 園芸農作物に関すること
 - 六 工芸作物に関すること
 - 七 すい、かの検査に関すること
 - 八 農業改良普及事業の総合企画に関すること
 - 九 農村生活改善に関すること

- 十 農村青少年等のクラブ組織の育成指導に関すること
 - 十一 農業改良の専門技術に関すること
 - 十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に関すること
 - 十三 病虫害防除所、農業試験場、経営傳習農場、農産加工所及び農業講習所に関すること
- 畜 産 課
- 一 家畜、家きん、検査に関すること
 - 二 酪農に関すること
 - 三 家畜市場に関すること
 - 四 競馬に関すること
 - 五 獣医師、装てい師に関すること
 - 六 飼料に関すること
 - 七 牧野に関すること
 - 八 家畜、家きん、改良増殖に関すること
 - 九 家畜衛生防疫に関すること
 - 十 家畜人工授精に関すること

- 十一 家畜保健衛生所及び種畜場に関すること
 - 十二 その他畜産に関すること
- 林 務 課
- 一 森林計画に関すること
 - 二 造林に関すること
 - 三 造林臨時措置法に関すること
 - 四 林業種苗に関すること
 - 五 果有林及び分収造林に関すること
 - 六 森林火災国営保険に関すること
 - 七 保安林及び林野の保護取締に関すること
 - 八 山地治山、海岸砂地造林及び災害防止林造成に関すること
 - 九 林産物搬出施設に関すること
 - 十 林業技術普及に関すること
 - 十一 木材薪炭の生産に関すること
 - 十二 林産物及び特殊林産物に関すること
 - 十三 林産物の販売あつ、旋に関すること
 - 十四 森林害虫防除に関すること

- 十五 林野火入に関する事
 - 十六 林業金融に関する事
 - 十七 林野の経営指導に関する事
 - 十八 国立公園及び景園に関する事
 - 十九 林業団体の指導監督に関する事
 - 二十 獵政に関する事
- 水産課
- 一 漁業調整に関する事
 - 二 漁業取締に関する事
 - 三 水産業協同組合その他水産関係団体に關する事
 - 四 漁船保険に関する事
 - 五 漁業金融に関する事
 - 六 漁業にかかる免許料及び許可料に関する事
 - 七 水産物の販売あつ旋に関する事
 - 八 漁市場に関する事
 - 九 漁ろうに関する事
 - 十 漁船及び船鑑札に関する事
 - 十一 水産物製造加工に関する事

- 十二 水産資源保護に関する事
 - 十三 水産業の改良普及に関する事
 - 十四 水産増殖に関する事
 - 十五 漁港その他漁業用施設に関する事
 - 十六 水難救護に関する事
 - 十七 漁業氣象に関する事
 - 十八 境港魚揚施設に関する事
 - 十九 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事
 - 二十 水産試験場及び境漁業無線局に関する事
 - 二十一 その他水産に関する事
- 蚕糸課
- 一 養蚕及び栽桑の指導奨励に関する事
 - 二 蚕種に関する事
 - 三 副蚕糸に関する事
 - 四 製糸業に関する事
 - 五 蚕業技術普及員に関する事
 - 六 蚕業取締所、蚕業試験場、繭検定所及び蚕業技術

- 指導所に関する事
- 農地課
- 七 その他蚕糸に関する事
 - 一 農地関係等の調整に関する事
 - 二 小作調停に関する事
 - 三 既墾地の自作農創設維持に関する事
 - 四 農地の交換分合（工事を伴う交換分合を除く。）に関する事
 - 五 国有農地等の管理に関する事
- 開拓課
- 一 開拓事業の総合企画に関する事
 - 二 開拓地における農業経営及び農村建設の指導に関する事
 - 三 増反者及び入殖者に関する事
 - 四 開拓資金の融通に関する事
 - 五 開拓地の文化施設に関する事
 - 六 移民に関する事
 - 七 開拓用地の取得管理及び処分に関する事

- 八 開拓地における開墾、建設工事及び開拓基金施設に関する事
 - 九 開拓農家の建築及び農用並びに開拓工用資材に関する事
 - 十 開拓関係団体に關する事
- 耕地課
- 一 土地改良事業（干拓を含む。）に関する事
 - 二 土地改良法の施行（工事を伴わない交換分合を除く。）に関する事
 - 三 耕地整理組合及び普通水利組合に関する事
 - 四 農業土木用機械器具及び資材に関する事
 - 五 土地改良事業に要する資金に関する事
 - 六 農業水利の調整及び調査に関する事
 - 七 耕地の災害復旧に関する事
 - 八 その他農業土木に関する事
- （土木部各課の事務）
- 第十三條 土木部の各課においては左の事務を処理する。
- 管理課

- 一 土地收用に関する事
 - 二 地籍に関する事
 - 三 建設省所管の国有財産に関する事
 - 四 建設業法の施行に関する事
 - 五 土木災害事務の取まとめに関する事
 - 六 土木関係資材及び物資の需給調整に関する事
 - 七 部内各課各かゝりの連絡調整に関する事
 - 八 その他部内他課の主管に属しないこと
- 道 一 課
- 一 都市計画及び特別都市計画に関する事
 - 二 都市計画地方審議会に関する事
 - 三 屋外広告物取締に関する事
 - 四 道路及び橋梁に関する事
 - 五 渡船場に関する事
 - 六 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に関する事
 - 七 地理調査に関する事
 - 八 道路占用及び沿道取締に関する事

- 九 道路手の指導監督に関する事
- 河 港 課
- 一 河川、港湾及び漁港の工事に關すること
 - 二 海岸、湖岸、湖沼、水路及び運河に關すること
 - 三 水利に關すること
 - 四 上下水道の工事設計に關すること
 - 五 水路測量標に關すること
 - 六 水防及び水害予防組合に關すること
- 砂 防 課
- 一 砂防に關すること
 - 二 水力発電に關すること
 - 三 河水統制に關すること
- 建 築 課
- 一 住宅の供給及びその助成監督に關すること
 - 二 住宅組合法及び貸家組合法の施行に關すること
 - 三 宅地建物取引業法の施行に關すること
 - 四 住宅金融公庫法第二十三條の規定による委託事務に關すること

- 五 建築基準法の施行に關すること
 - 六 建築士法の施行に關すること
 - 七 耐火建築促進法の施行に關すること
 - 八 建築動態統計調査規則の施行に關すること
 - 九 震災復興土地地区画整理施行地区内建築制限令の施行に關すること
 - 十 建築代理業に關すること
 - 十一 県有建物の管轄に關すること
 - 十二 学校管轄に關すること
 - 十三 建築物評価に關すること
 - 十四 公共建物の委託管轄に關すること
 - 十五 その他他課の主管に属しない宅地及び建築行政に關すること
- (係の分掌事務)
- 第十四條 係の分掌事務は、課長において定め、知事に報告しなければならない。これを變更したときもまた同様とする。
- 2 前項の分掌事務を定め又はこれを變更するに當つて

は、事務の同質性、管理能力の範囲及び負荷の均衡等について、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

(事務処理の例外)

第十五條 主管が明らかでない事項があるときは、部内にあつては部長が、二部以上にわたる場合にあつては知事が定める。

第十六條 臨時又は特命の事項については、第七條から第十四條までの規定にかかわらず特に職員を指定し、又は本部、事務局、協議会等を設けて事務を処理させることができる。

(課員の事務分担)

第十七條 課員の分担事務は、課長が係長の意見を徴してこれを定め、そのつ度上司に報告しなければならない。

第十八條 この規則の施行に關し必要な事項は、知事に別に定める。

附 則
 1 この規則は、昭和二十八年二月一日から施行する。
 2 鳥取県庁分係規程（昭和二十六年十月庁訓第三号）は、廃止する。

別表	名 称	担 任 する 事 務
	廣 告 物 審 議 会	鳥取県屋外広告物條例第七條の規定による知事の特命に依りて調査審議に關する事務
	改良普及員資格試験試験審査委員	鳥取県改良普及員資格試験及普及員資格第二項の規定による條第十條第一項の試験結果の答申等に關する事務
	町村合併促進審議会	町村合併促進審議会設置條例第三條の規定による郡区域の内、第三條の規定による郡区域の町村の合併促進の進行の措置の決定及びそのための必要な措置の決定及びそのための必要な措置の決定に對する事務

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火金

鳥取市計画事業整理審議会	鳥取県更生資金運営審議会	鳥取県観光総合審議会
鳥取市計画事業整理審議会	鳥取県更生資金運営審議会	鳥取県観光総合審議会

發行日火金
 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
 取 縣 鳥 取 市 東 町 取